

南会津町景観条例

平成25年12月13日

条例第38号

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 景観計画

第1節 景観計画等（第6条－第9条）

第2節 行為の規制等（第10条－第16条）

第3節 景観重要建造物等（第17条－第19条）

第3章 景観形成活動

第1節 景観住民協定及び景観整備・保全計画（第20条・第21条）

第2節 景観形成活動団体（第22条）

第3節 景観の形成に係る支援等（第23条－第26条）

第4章 審議会（第27条）

第5章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく必要な事項を定め、本町が有する自然、歴史、文化等の地域の特性と調和した景観をつくり、育て、守ることにより、町民の生活の向上と地域の活性化に資する良好な景観を次世代へ引き継いでいくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（町の責務）

第3条 町は、良好な景観の形成を推進するため、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 町は、町民及び事業者に対する情報提供等による景観の形成に関する啓発を進めるものとする。

3 町は、町民及び事業者が協働する参加の場づくりに努めるものとする。

4 町は、町民及び事業者が主体的に進める景観の形成に関する取組を積極的に支援するものとする。

（町民の責務）

第4条 町民は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成に努めるとともに、町が実施する景観の形成に関する施策に参加し相互に協力するものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、自らの事業活動が地域の景観に与える影響を認識し、地域の特性に応じた景観の形成を図るために必要な配慮に努めるとともに、町が実施する景観の形成に関する施策に積極的に関わり協力するものとする。

第2章 景観計画

第1節 景観計画等

(策定等の手続)

第6条 町長は、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 町長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ南会津町景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観計画を変更しようとするときにおいて準用する。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(提案等を行うことができる団体)

第7条 法第11条第2項に規定する条例で定める団体は、第22条第2項の認定を受けた団体とする。

(景観形成推進地区の指定)

第8条 町長は、次に該当する地区を景観形成推進地区に指定することができる。

(1) 地域住民の主体的な景観の形成の取組を町が支援する地区

(2) 町が指定し住民を支援する地区

(景観形成重点地区の指定)

第9条 町長は、地域住民と町との協働により、重点的な景観の形成を進める地区を景観形成重点地区に指定することができる。

第2節 行為の規制等

(届出を要する行為)

第10条 法第16条第1項第4号の規定による条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

(3) 水面の埋立て又は干拓

(行為の届出)

第11条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

(届出の適用除外行為)

第12条 法第16条第7項第11号の規定による条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第16条第1項第1号から第4号まで又は第10条各号に掲げる行為のうち、別表に掲げる当該行為の種類に応じた規模のもの。ただし、景観形成推進地区及び景観形成重点地区は除く。

(2) 法令に基づく許可、認可、認定又は届出に係る行為で、規則で定めるもの

(3) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

(4) 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更

2 前項のほか、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項に規定する伝統的建造物群保存地区内における行為は、文化財保護法等の関連法、南会津町伝統的建造物群保存地区保存条

例（平成22年南会津町条例第17号）等の規定により取り扱うものとする。

（特定届出対象行為）

第13条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の規定による届出を要する行為とする。

（助言又は指導）

第14条 町長は、建築物又は工作物の建設等が景観計画に適合しないと認められるときは、これらの行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置をとることを助言又は指導することができる。

（勧告及び公表）

第15条 町長は、法第16条第3項の規定により必要な措置を取ることを勧告することができる。

2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。

3 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、期限を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 町長は、第2項の規定により公表しようとするときは、必要に応じ、審議会の意見を聴くものとする。この場合において、町長は、前項の意見書の内容を審議会に報告しなければならない。

（変更命令等の手続）

第16条 町長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、必要に応じ、審議会の意見を聴くものとする。

第3節 景観重要建造物等

（指定又は指定の解除）

第17条 町長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物又は法第28条第1項に規定する景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その所有者及び使用する権原を有する者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

2 町長は、法第27条第2項又は法第35条第2項の規定により景観重要建造物等の指定を解除しようとするときは、前項の規定を準用する。

3 町長は、前2項の規定により指定又は指定の解除をしたときは、速やかにその旨を告示するとともに、所有者等に通知するものとする。

（届出）

第18条 景観重要建造物等の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに町長に届け出なければならない。

(1) 所有者等の氏名又は住所を変更したとき。

(2) 当該景観重要建造物等が滅失し、又はき損したとき。

（管理の方法の基準）

第19条 法第25条第2項の規定により定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を維持すること。

(2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置をとること。

- (3) 景観重要建造物の敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検し、規則で定めるところにより、その結果を報告すること。
- 2 法第33条第2項の規定により定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 景観重要樹木を良好に保全するため、剪定、下草刈りその他の必要な管理を行うこと。
 - (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置をとること。
 - (3) 景観重要樹木の状況について定期的に点検し、規則で定めるところにより、その結果を報告すること。

第3章 景観形成活動

第1節 景観住民協定及び景観整備・保全計画

(協定及び計画の策定)

第20条 景観計画区域内の一定の区域内にある土地又は建築物等の所有者等は、その地区内における景観の形成を図るため必要な事項について住民相互の景観の形成に関する協定（以下「景観住民協定」という。）を策定し、締結することができる。

- 2 景観形成推進地区及び景観重点地区は、景観住民協定を策定し、締結するものとする。
- 3 景観形成重点地区の住民は、景観整備・保全計画を定めることができる。
- 4 景観住民協定、景観整備・保全計画の策定及び推進を図るために、住民、関係団体、町等で構成する景観協議会を設置することができる。

(景観住民協定の認定)

第21条 景観住民協定を締結したものは、景観住民協定書を作成し、規則で定めるところにより、町長の認定を求めることができる。

- 2 町長は、前項の景観住民協定の認定を求められた場合においては、景観住民協定書を審査し、その内容が良好な景観の形成に寄与するものであると認めるときは、これを認定しなければならない。
- 3 景観住民協定を締結したものは、当該景観住民協定において定めた事項を変更し、又はこれを廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに、町長に届け出なければならない。
- 4 町長は、景観住民協定の内容及び運用が、景観計画の趣旨又は景観の形成を図る上で適切でないと認めるときは、第2項の認定を取り消すことができる。
- 5 町長は、景観住民協定を認定し、又は取り消そうとするときは、必要に応じ、審議会の意見を聴くものとする。

第2節 景観形成活動団体

(景観まちづくり住民団体の認定)

第22条 景観計画地域内の一定の地域において良好な景観の形成とまちづくりの推進を図る活動を自主的に取り組む団体は、規則で定めるところにより、景観まちづくり住民団体（以下「景観住民団体」という。）として認定するよう町長に申請することができる。

- 2 町長は、前項の申請をした団体が規則で定める要件に該当すると認めるときは、景観住民団体として認定しなければならない。
- 3 景観住民団体は、その名称、代表者名又は事務所の所在地を変更しようとするときは、その旨を町長に届け出なければならない。

- 4 町長は、景観住民団体が第2項に規定する要件に該当しない又は景観住民団体として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 5 町長は、景観住民団体を認定し、又は取り消そうとするときは、必要に応じ、審議会の意見を聴くものとする。

第3節 景観の形成に係る支援等

(景観住民協定等に係る支援)

第23条 町長は、景観形成推進地区内及び景観形成重点地区内において、景観住民協定の認定を受けたものの景観の形成に寄与すると認められる行為に対し、技術的支援を行い、又は予算の範囲内においてその行為に要する費用の一部を助成することができる。

(景観住民団体に係る支援)

第24条 町長は、景観住民団体の景観の形成に寄与すると認められる活動に対し技術的支援を行い、又は予算の範囲内においてその活動に要する費用の一部を助成することができる。

(景観の形成に係る助成等)

第25条 町長は、前2条の規定による支援のほか、景観重要建造物等の保全等、景観の形成のために特に必要と認められる行為に対し、技術的支援を行い、又は予算の範囲内においてその行為に要する費用の一部を助成することができる。

(表彰)

第26条 町長は、景観の形成に寄与していると認める建築物等について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

- 2 町長は、優れた景観の形成に貢献している個人、団体等を表彰することができる。
- 3 町長は、前2項の表彰について、他の団体と共同で行うことができる。

第4章 審議会

(審議会の設置)

第27条 景観の形成に関する重要な事項を審議するため、審議会を置く。

- 2 審議会は、町長の諮問に応じ、良好な景観の形成に係る事項を調査審議する。
- 3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(経過措置)

第28条 景観計画において景観計画区域又は法第8条第2項第3号に規定する事項（以下この条において「制限事項」という。）を変更する際、現に法第16条第1項又は第2項の規定による届出がされている行為であって、その変更により制限事項に適合しなくなったものに対する当該景観計画区域及び制限事項の適用については、なお従前の例による。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第27条の規定は、平成26年2月1日から施行する。

別表（第 12 条関係）

法第 16 条第 7 項第 11 号の規定に基づく届出を要しない行為

(1) 法第 16 条第 1 項第 1 号関係（建築物）

行為の種類	規模
新築、増改築又は移転	高さ 10 メートル以下かつ建築面積 500 平方メートル以下
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が 10 平方メートル以下

(2) 法第 16 条第 1 項第 2 号関係（工作物）

行為の種類	規模
ア 擁壁、垣（生垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 5 メートル以下
イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（オに掲げるものを除く。）	高さ 10 メートル以下
ウ 煙突、排気塔その他これらに類するもの	
エ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
オ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	高さ 20 メートル以下
カ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	高さ 10 メートル以下かつ築造面積の合計が 1,000 平方メートル以下
キ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	
ク コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
ケ 自動車の駐車のために供する立体的な施設	
コ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設	
サ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設	
シ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	
工作物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	上記アからシに掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積又は面積の合計が 10 平方メートル以下

(3) 法第 16 条第 1 項第 3 号関係 (開発行為)

行為の種類	規模
開発行為 (都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為)	面積 3,000 平方メートル以下かつ法面の高さ 5 メートル以下又は延長 10 メートル以下

(4) 法第 16 条第 1 項第 4 号関係 (その他条例で定める行為)

行為の種類	規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積 3,000 平方メートル以下かつ法面の高さ 5 メートル以下又は延長 10 メートル以下
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ 3 メートル以下かつ堆積の用に供される土地の面積 500 平方メートル以下
水面の埋立て又は干拓	面積 3,000 平方メートル以下かつ法面の高さ 5 メートル以下又は延長 10 メートル以下